

住宅改修費支給申請に関するQ & A

(事業所・介護支援専門員向け)

このQ & Aの基本的な考え方

住宅改修費は、利用者本人の現在の身体状況、日常生活上の動作の困難さ、改修内容との関係を確認したうえで支給の可否を判断します。「安全のため」「便利になる」「将来に備えたい」という理由だけでは、介護保険給付としての必要性を確認できない場合があります。

申請時は、理由書・図面・写真・見積書の内容が相互に一致し、第三者が見ても「どの動作の困難に対して、どの改修が必要なのか」が分かるようにしてください。判断に迷う場合や工事内容に変更が生じる場合は、着工前または変更前に区へ連絡してください。

1 手すり・動線に関すること

Q1 手すりは原則片側のみですか。両側に設置することはできますか。

A 手すりは、利用者の身体状況、生活動作、動線を確認したうえで、必要最小限の範囲で設置するものです。そのため、原則として片側の設置を基本としますが、片側だけでは安全な動作が確保できない場合には、両側手すりが支給対象となる場合があります。例えば、次のような場合は、理由書に具体的な記載が必要です。

- ・片側支持では立ち上がりや方向転換が不安定である
- ・麻痺や筋力低下等により、動作によって支持する手が変わる
- ・階段昇降時に上り・下りで必要な支持側が異なる
- ・片側手すりでは姿勢保持が困難で、転倒リスクが高い

単に「安全のため」「念のため」「両側にあると便利」という理由だけでは、必要性の確認ができません。理由書には、どの動作で、なぜ片側では不十分なのかを記載してください。

Q2 廊下や階段全体に連続して手すりを設置できますか。

A 生活動線上で必要と認められる範囲であれば対象となる場合があります。

ただし、住宅改修は住宅全体を便利にするリフォームではなく、利用者本人の日常生活上の動作を支援するための必要最小限の改修です。

そのため、申請時には次の点を確認します。

- ・利用者が実際に日常的に通る場所か
- ・どの動作に困難があるのか
- ・手すりが必要な範囲はどこからどこまでか
- ・福祉用具等で代替できないか
- ・必要以上に長い設置になっていないか

理由書・図面・写真で、利用者の動線と設置範囲が一致していることが確認できるようにしてください。

Q3 2階への階段に手すりを設置できますか。

A 利用者が日常生活上、2階を使用している場合は対象となる場合があります。

一方で、寝室・トイレ・生活空間が1階で完結しており、2階を日常的に使用していない場合は、原則として対象外となります。

確認する主なポイントは次のとおりです。

- ・ 2階に本人の日常生活上必要な居室があるか
- ・ 2階へ移動する頻度・目的
- ・ 1階で生活を完結させることが可能か
- ・ 階段昇降の身体的困難性
- ・ 手すり設置により自立支援・介護負担軽減につながるか

2 対象可否の考え方

Q4 本人や家族の希望があれば、住宅改修の対象になりますか。

A 希望があるだけでは対象になりません。

住宅改修費は、公費による介護保険給付であるため、本人の身体状況、生活動作上の困難、改修内容との関係が書類上で確認できる必要があります。

対象となるためには、次の流れが理由書等から読み取れる必要があります。

身体状況 → 生活動作上の困難 → 改修により改善できる内容

「便利になる」「安心できる」「将来に備えたい」という理由のみの場合は、介護保険の対象外となることがあります。

Q5 将来悪くなったときのために、先に手すりやスロープを設置できますか。

A 将来への備えを目的とした予防的な改修は、原則として対象外です。

判断の基準は、現在の身体状況と現在の日常生活上の困難です。

ただし、進行性疾患等により状態変化が見込まれる場合は、リハビリ職等の意見を踏まえ、現在の生活において必要と認められる範囲で検討してください。

Q6 集合住宅の共用部分は住宅改修の対象になりますか。

A 原則として、住宅改修は利用者本人の居住部分を対象とします。集合住宅の廊下、階段、エントランス等の共用部分は、所有・管理の関係や他の居住者の利用にも関わるため、原則として支給対象外です。

ただし、専用使用部分に該当するか、管理規約上の取扱い、管理組合や所有者の承諾、本人の日常生活上の必要性等により確認が必要となる場合があります。判断に迷う場合は、申請前に区へ相談してください。

3 申請・変更・取下げに関すること

Q7 事前申請で承認された内容と違う工事をしてしまった場合はどうなりますか。

A 事前承認を受けた内容と異なる工事を行った場合、その部分は支給対象外となる場合があります。工事内容に変更が生じる場合は、工事を進める前に必ず区へ連絡してください。

変更の例：

- ・ 手すりの位置を変更する
- ・ 手すりの長さや本数を変更する
- ・ 工事箇所を追加する
- ・ 材料や工法を変更する
- ・ 見積額が変わる
- ・ 図面と異なる施工をする

軽微と思われる変更でも、必ず事前に相談してください。

Q8 工事中に変更が必要になった場合、どうすればよいですか。

A 工事中に変更が必要になった場合は、変更内容を実施する前に、施工業者またはケアマネジャーから区へ連絡してください。

変更内容によっては、次の書類が必要になります。

- ・工事変更報告書
- ・変更後の見積書・内訳書
- ・変更後の図面
- ・変更理由の記載
- ・必要に応じて変更後の写真

事後申請時に初めて変更が判明した場合、支給対象として確認できないことがあります。

Q9 承認後に工事をしないことになった場合はどうすればよいですか。

A 工事を行わないことになった場合は、取下げ手続きを行ってください。

Q10 入院中でも住宅改修の事前申請はできますか。

A 入院（入所）中でも、退院（退所）後の在宅生活に必要と認められる場合は、事前申請と着工が可能です。

ただし、承認は退院（退所）を前提とした条件付きとなるため、支給申請は退院（退所）後に行ってください。退院（退所）できない場合や、条件を満たさない場合は支給対象外となります。

Q11 事前申請をせずに工事をしてしまった場合、後から申請できますか。

A 原則として、事前申請をせずに着工した工事は支給対象となりません。

住宅改修費は、工事前に保険給付として適切かどうかを確認する制度です。必ず着工前に申請し、承認を受けてから工事を行ってください。

4 死亡・入院時の取扱い

Q12 事前申請後、着工前に本人が死亡した場合はどうなりますか。

A 支給対象とはなりません。着工前に死亡した場合は、住宅改修による在宅生活上の効果が発生しないため、取下げ手続きが必要です。

Q13 着工後、工事完了前に本人が死亡した場合はどうなりますか。

A 死亡日までに完了している工事内容、施工状況、事前承認内容との整合性を確認したうえで、支給対象となる範囲を判断します。死亡の事実を知った時点で、速やかに区へ連絡してください。

Q14 工事完了後、事後申請前に本人が死亡した場合は申請できますか。

A 事前承認内容どおりに工事が完了しており、領収書・請求書・写真等により確認できる場合は、事後申請を受け付けます。死亡の事実を知った時点で、速やかに区へ連絡してください。

なお、申請者本人が死亡しているため、申請や受領に関する手続きについて、相続人等との関係確認が必要となる場合があります。実際の提出書類は区へ確認してください。

Q15 入院中に事前申請し、退院前に死亡した場合はどうなりますか。

A 支給対象とはなりません。入院中の事前申請や承認後の着工は可能ですが、住宅改修費の支給は退院後の在宅生活を前提としています。

退院前に死亡した場合は、この前提を満たさないため、取下げ手続きが必要です。死亡の事実を知った時点で、速やかに区へ連絡してください。

5 理由書・図面・写真に関すること

Q16 理由書・図面・写真・申請書の内容が一致していない場合はどうなりますか。

A 内容が一致していない場合は、修正や追加資料の提出をお願いすることがあります。理由書に記載された生活動作上の困難、申請書の改修内容、図面の改修箇所、写真の撮影箇所が一致していないと、介護保険給付として必要な改修であるか判断できません。

Q17 図面には何を記載すればよいですか。

A 図面には、改修箇所、改修内容、利用者の動線が分かるように記載してください。住居全体の平面図に改修箇所や内容、利用者の動線を分かるように表示し、階段手すりやスロープは平面図と立面図、手すりはブラケットの位置や個数が分かるように記載してください。

特に、次の点を記載してください。

- ・改修箇所
- ・手すりの長さ・位置・高さ
- ・段差の高さ
- ・スロープの位置・勾配
- ・利用者の日常生活動線
- ・写真番号との対応
- ・見積書との対応

Q18 写真はどのように撮影すればよいですか。

A 改修箇所ごとに、撮影日入りの写真を提出してください。

改修箇所1か所につき近景と遠景を提出し、段差や設置位置・高さはメジャーを当てて確認できる写真を添付してください。

写真が不鮮明な場合や、改修箇所が確認できない場合は、再提出や訪問調査の対象となることがあります。特にメジャーを当てて撮影されたものは、肝心の数字の部分が不鮮明なものが多く見受けられますので、ご注意ください。

なお、日付機能のないカメラの場合は、黒板や紙に日付を記入したものを一緒に撮影してください。